隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定

福島県教育委員会，茨城県教育委員会，栃木県教育委員会，群馬県教育委員会，埼玉県教育委員会及び千葉県教育委員会（以下「協定県教育委員会」という。）は，隣接県の県立高等学校及び市町村立高等学校（市町村組合立高等学校を含む。以下同じ。）（以下「公立高等学校」という。）への入学志願者の取扱いについて，次のとおり協定を締結する。

（入学志願）
第１条　隣接県の県立高等学校への入学志願者の出願は，当該隣接県の隣接学区内の県立高等学校に限り認めるものとする。
２　前項の規定にかかわらず，一家転住その他特別な事情のある者については，県立高等学校長は，隣接県の隣接学区外からの出願を認めることができる。
３　第１項の規定にかかわらず，協定県教育委員会中いずれかの教育委員会が学区の改編や通学区域の廃止を行った場合，当該県と隣接県との間の県立高等学校への入学志願者の出願の取扱いについては，別に定めることができる。

（平等の取扱い）
第２条　県立高等学校長は，隣接県からの入学志願者について，県内の入学志願者と平等に取り扱わなければならない。

（併願の禁止）
第３条　県内の公立高等学校と県外の公立高等学校との併願は認めない。
２　県外の県立高等学校への入学志願者の在籍又は出身の中学校長は，出願に際し，県内及び県外の他の公立高等学校と併願しない旨の証明書を添付しなければならない。ただし，第２次募集又は再募集以後の出願においては，この限りでない。

（市町村立高等学校等との関係）
第４条　隣接県の市町村立高等学校への入学志願者の取扱いについては，該当する高等学校を所管する市町村の教育委員会又は市町村組合の教育委員会と，当該市町村等が所在する県の教育委員会との間で調整のうえ，別に定める。
２　前項に規定する調整の結果，隣接県の隣接学区からの入学志願者の出願を認める市町村立高等学校がこの協定を適用する場合は，この協定の規定中「県立高等学校」とあるのは「公立高等学校」と読み替えるものとする。

（細部の委任）
第５条　この協定の実施に関し必要な事項については，別に定める。

（適用）
第６条　この協定は，平成１９年４月１日以後に公立高等学校に入学する者に係る入学者選抜から適用する。

この協定を証するため，本書６通を作成し，そのすべてに協定県教育委員会教育長記名押印のうえ，それぞれの教育委員会が各１通を保有する。

平成１８年１１月３０日

福島県教育委員会教育長
茨城県教育委員会教育長
栃木県教育委員会教育長
群馬県教育委員会教育長
埼玉県教育委員会教育長
千葉県教育委員会教育長